

## 平成20年12定 食育・食の安全推進特別委員会

佐々木委員

まず、この資料にありますように、自主回収に着手したとき及び終了したとき、知事に速やかに報告するとあります。これ終了するということに、期限というのは設ける予定になっているのでしょうか。

生活衛生課長

最初に、報告した時点でどのくらいの品物が出回っているというのは、事業者の方が承知していると思います。その場で全部消費されたかどうかというのは、当然分からないわけでございますけれども、今考えているのは、やはり事業者の方に自主的に報告してもらっているという形でもございますので、事業者の方がその時点での判断をしていただこうと思っています。

佐々木委員

そうすると、着手したといってもただら回収されて、いつまでたっても今やっています今やっていますというようなことで終わらないという、その間に気がつかないで、食べてしまったりというようなおそれがあると思うんですけれども、その点についてはどういう見解でしょうか。

生活衛生課長

まずこの自主回収の趣旨といたしましては、報告をもらい、我々行政が公表します。ですから、公表した時点で消費者の方、あるいはその品物を持っている販売店の方等は、その場で販売をしない、あるいは食べないという考え方をお持ちになると思います。ですから、回収がただらというの是非常に良くないと思いますけれども、健康被害の面から見れば、まず県民の方に、あるいは販売者の方等にお知らせすることが、大事だと思っています。

佐々木委員

それで、この着手したときと終了したとき両方公表するんですか。

生活衛生課長

現在は、回収に着手したときというか、報告いただくときに公表したいと思っています。

佐々木委員

それと、新聞にもありますけれども、この自主回収については罰則を科すと自主回収自体が行われなくなる可能性があるということで、罰則を科さずに指導監督にとどめるということなんですが、指導監督にとどめるだけじゃなくて、誘導とか支援策、そういうものも必要なのではないかと思います。それはどうでしょうか。

生活衛生課長

この自主回収につきましては、各県でやられているところもございますので、その状況も考えさせていただきまして、また検討会等で十分検討させていただきたいと思っています。

佐々木委員

検討会では、そういう支援策とか誘導というのは、こうやったほうがいいのか、そういうような議論って出たんでしょうか。

生活衛生課長

現在のところ3回目までの間に出ておりません。

佐々木委員

次に、県内に事業所がない事業者には、この条例が適用されないということで新聞にも書いてありますが、県内に輸入事業所があるところは、すべて届出義務があるということによろしいですね。

生活衛生課長

横浜市、川崎市それぞれの政令市を含めまして、県内に事業所がある事業者は届出していただくということでございます。

佐々木委員

今、ネット販売なんかが非常にはやっておりますが、そういうネット販売業者も県内に輸入事業所があれば、それは届出する義務を課すということによろしいでしょうか。

生活衛生課長

ネット販売の現状というのをまだちょっと把握しておりませんので、これからその分についてもまた検討させていただきたいと思います。

佐々木委員

その辺は是非よく検討してみたいと思います。

続いて、県民参画に関する質問をさせていただきたいと思いますが、県民の意見を反映していくということで、この報告書にもありましたけれども、県の施策に対する県民の参画に関するものということで、130件ぐらいありましたが、この主な内容について教えていただきたいんですが、その前に、この県民の意見をどのように反映しているのか、これについて最初にお聞きします。

生活衛生課長

県では、これまでも食の安全・安心を確保するというところで、消費者、事業者からいろいろ御意見を頂いて反映しているところでございます。

具体的には毎年、県が取り組む施策をまとめたかながわ食の安全・安心の取組み、これの作成に当たって、神奈川県食の安全・安心県民会議やかながわ食の安全・安心意見交換会での御意見、あるいはまたパブリック・コメントを通じまして、多くの方からの御意見を頂いているところでございます。また、このほかに神奈川県食の安全・安心モニターの方々に、年2回ではございますけれどもアンケートをいただく、あるいは貴重な御提案、御意見を頂いているところでございます。

今回、条例の基本的な考え方のパブリック・コメントにおきましては、891件の方からの御意見を頂いたところであります。

佐々木委員

その県民の意見を反映することは、非常に重要だというふうに思いますけれども、多く

の県民の意見を頂くために、県はどのようにその周知を徹底しているか、それについてお伺いします。

生活衛生課長

周知につきましては、県民の皆様に見ていただける県のたよりを基本といたしまして、神奈川新聞の県民の窓やホームページ、あるいはチラシ配布などを行っています。また、県民意見を反映するパブリック・コメントを実施する際には、新聞等への掲載の機会を増やすということで、必ず県政記者クラブに資料を提供させていただいております。また、インターネットを利用されていない県民の方には、紙媒体で見ることができるよう保健福祉事務所等で配布いたしております。

なお、頂いた意見につきましては、取りまとめて反映状況を公表しているところでございます。

佐々木委員

この条例を策定するという事は非常に重要なことであるし、県の努力もすごく評価するところでありますが、行政側だけでなく県民の意識も、県民自らも高めていかなければいけないというように私自身は思っていますが、その県民の意識を高めていくために、県がどのようにその意識を県民に与えていると申しますか、お教えしていくような取組をしているのか教えてください。

生活衛生課長

食品の安全性に対する意識を持っていただくための、情報提供に関する取組につきましては、食品の安全性に対する基礎的な知識を深めることが必要だと思います。そんなことで、神奈川食の安全・安心基礎講座というのを開催させていただいております。また、食品衛生に関する知識を分かりやすく説明した情報誌といたしまして、かながわの食品衛生を発行しております。またホームページ等におきましても、食の安全・安心に関する取組などについて情報提供しているところでございます。

そのほかに、かながわ食の安全・安心相談ダイヤルを設置しておりますので、その中で個別の質問、あるいは御相談等にも応じておりますし、また保健福祉事務所等でも食品衛生に関する御相談に応じているところでございます。

また、県民の方からの御要望に応じて食品衛生監視員を派遣いたしまして、出前講座を実施するなど、県民の方への知識やニーズにこたえるための対応をしております。

佐々木委員

食品衛生法では国民の健康の保持が大事だというようにうたわれているわけですが、けれども、今県として取り組んでいる、生活衛生課としてでもいいんですが、県民に食に関してこのことを一番知っておいていただきたい、知識として高めていただきたい、向上していただきたい、そういうことはございますでしょうか。

生活衛生課長

正に食品衛生法の観点になりますけれども、県民の健康の保護というのが最も重要だと思います。そのためには、やはり健康被害についてということございますので、まず身近な食中毒の予防等について知識を十分にとっていただきたいと思っています。

佐々木委員

この条例が制定されることによって、今、課長がおっしゃった県民の食中毒の予防に対

する知識が上がるような後押しができるようになっていくのか、中でも飲食店等は既にいろんな取組を行政もやっていて、そういう講習等も当然やっていらっしゃると思いますが、家庭での食中毒というのが非常に問題になっていると思うんですね。そういう意味で、例えば食事を作る家庭でのお母さんたちの意識が高まるような、直接的にはならないかもしれないけれども、そういうことを後押ししていくような条例になっていくのかどうか、メリットがあるのかどうか、それについてお伺いします。

#### 生活衛生課長

やはり家庭での食中毒ということになりますから、今いただいたお母さん方の手洗いとかということが非常に重要になってくると思います。この条例骨子案におきましても、県民にも食の安全・安心の確保に関する知識を習得して理解していただくということを盛り込んでいるところでございます。その他に基本的施策といたしまして、情報の提供に必要な措置を講じる旨を盛り込んでいるところでございます。条例制定後は、これまでの取組に加えまして、こうした様々な啓発が図れると思っています。

#### 佐々木委員

県民の意見の反映、それからいろんな情報提供、また共有化していく取組って非常に大事だと思うんですが、こういう県民とか事業者に参画をどうやって図っていくとこれからしていくのか、それについて最後にお聞きします。

#### 生活衛生課長

本県で取組を考えております食の安全・安心の確保は、行政だけではなく、県民や食品関係事業者と協力して推進していくことが必要だと思っています。

そこで、県の施策についての理解を深めていただけますように、行政の考え方や取組状況について情報提供を促進しております。今回の条例につきましても、基本的な考え方の段階からパブリック・コメントを実施するとともに、説明会等を開催させていただきまして、意見を表明していただく機会を設けるようにしております。

また、この県民の方々から頂いた意見につきましては、反映できるような方策も検討しているところでございます。さらに今後、県が実施する食の安全・安心の確保に関する事業について、県民や事業者にできるだけ早い段階で参画していただけるようなことも、これから検討してまいりたいと思っています。

#### 佐々木委員

県民も参画を深めようとするそういう努力について、非常に評価するところでありますし、すばらしいと思います。今後も、そういう県民が、しっかりこの県がやっている施策なんかをより深めていただいて、県民のそういう意識の向上、またこの条例をつくることによって、食に関する県民の参画というものを深めていただくような、そういう努力もお願いしたいというふうに思います。

それから、全国で京都ですとか、たしか長崎ですとか、そういうところも条例をつくっていて、危機管理対応に関する項目があると思うんですね。そういうものについては、例えば審議会等でそういうものも検討するようなことがあったのか、そういう意見が出たのか、そういうことについてはどうでしょうか。

あと、他県の条例を御覧になって、神奈川県で一番良いものをつくっていくということなんでしょうけれども、危機管理対応ということに対しての項目については、盛り込む、盛り込まないというような意見はどうだったんでしょうか。

生活衛生課長

まず、危機管理対応についてでございますけれども、この条例の骨子案の中で、この部分が大切だと思っております。

また、確かに他の県でこの条例をつくっているところでは、審議会を設けてございます。これにつきまして、検討委員会の中でも話がございました。あるいはまた今回のパブリック・コメントの中でも、この審議会ということを多数の方から御意見を頂いております。この審議会につきましては、今後また検討させていただきたいと思っております。

佐々木委員

県民からの届出、例えばこういう食べ合わせがあるものは危ないよとか、県民を参加させるために県民自体の届出というような、条例にそういう項目を盛り込んでもいいのではないか、こういうふうにも思うんですが、他府県のものにはあるのではないかなと思うんですが、その辺の検討はいかがでしょうか。もし、検討委員会なんかでも意見が出ていれば状況を教えていただきたい。

生活衛生課長

そういう相談に関しましては、県は今までも相談ダイヤル等で様々御相談を受けてございます。また、保健福祉事務所等でも、そういうような内容について相談を受けています。また、衛生部門だけではなくて、それぞれの部署で110番というようなものを設置いたしまして、その中でそんな県民からの相談等も幾つか出ている状況がございます。

そんなことで、現状で対応できているとは思いますが、他県の条例等でその辺のところまでが、実際細かく規定されているというのは条例からはちょっと分からないと思います。それから指針だとか、あるいは計画という形になってきたときに、どういう形で規定されているかというのが、これからの課題かと思っておりますけれども、そういうところにつきましても細かく他県の状況というのを精査して検討していきたいと考えています。

佐々木委員

県民の届出については、よく相談を様々やっという事なので、それでいいのかもしれないですが、県民参加を担保してあげるということからしても、そういうことをあえて設けることも、県民の参画への後押しになるのではないかなというように思うんですね。そういう意味で、県のその施策に関する県民等の意見130件のうちの、何か特徴的なものがあれば教えていただきたいんですが。

生活衛生課長

130件の参画に対するパブリック・コメントの結果でございますけれども、そのうち126件が食の安全・安心の審議会の設置を要望しているものという意見でありました。

佐々木委員

今後も、県民が参加しやすいというような条例の設定をお願いしたいと思います。

続きまして、環境農政部関連の報告書の1ページの一番下の地産地消推進費、これについて質問させていただきたいと思っております。

この中で、特に大型直売センターの整備、これについて事前に少しお聞きしましたけれども、非常にすばらしい事業だと私自身も認識しましたし、取組についても一生懸命やっただいていて、その地域の農業者、あるいは消費者にとっても、メリットがあるというようなこともお聞きしました。非常に私自身は評価をしている事業なんですが、具体的に生産者の意欲が高まったりとか、消費が伸びただとか、そういう具体的にどういう変化

があったのか、はじめにお伺いします。

農業振興課長

大型直売センターの設置効果といたしましては、これは秦野市の秦野じばさんずにおいて出荷者に、整備前と整備後の変化を調査した事例でございますが、作付面積が増えた農家が32%、売上げが増えた農家は72%、遊休農地が減った農家は33%というような状況でございました。

また、秦野じばさんずは平成14年にオープンをしておりますが、農業センサスの数値では、これは5年置きですので、オープン前ということで平成12年、そして後ということで平成17年で比較いたしますと、野菜を販売目的で栽培した農家の数が、県全体では約2%減少しておりますが、秦野市では90戸、23%増加をしているというようなことでございます。これらのデータから、作付けの増加ですとか、売上げの増加、遊休農地の減少に効果が見られたというように考えております。

佐々木委員

非常にそういうデータの的にもすばらしいなと思っておりますが、確認ですが、生産量が32%増なのに売上げが72%も伸びているという、そのことはどういう理由でしょうか。

農業振興課長

これまでも農家は直売所に出していたり、市場に出していたりしてはございましたが、こういった秦野じばさんずという、大きな直売所ができたことから販路が広がり、今まで市場に出すほどの生産量がない方や、仮に出したとしても非常に量が少なく値段が余り付かないということがありましたが、こういった直売所ができた結果、評価をされて作られるようになったのではないかとこのように考えています。

佐々木委員

生産して、今までなかなか出荷できなかった、なかなかスーパーとか八百屋さんに出すと形的に悪くて売れそうもないというものを、こういう直販所なんかはあえて受け入れて、作ったものをすべてと言っちゃ過言かもしれませんが、そういうものも直販所で売れるように、そういう環境をつくってあげたということで、この売上げも上がったというふうに、つながったというふうにとらえてよろしいでしょうか。

農業振興課長

そのとおりだと思います。

佐々木委員

生産量の指標というのは、生産者が出荷した時点でのよろしいですか。

農業振興課長

これは、国の方で集計しております栽培面積ですとか収穫量から出しております。収穫量というのは出荷量ということではなくて、収穫した量ということです。

佐々木委員

大型直売センターの利用者が増えているということなんですけれども、どの程度の利用者数なのか、それから売上げがどのくらいあるのか、それをお伺いします。

## 農業振興課長

平成14年にオープンいたしました秦野じばさんずの例でございますが、平成15年度の利用者数、これはレジを通過した方の数で数えておりますが約23万6,000人、売上げが3億3,000万ということでした。その後、増加いたしまして、平成19年度には利用者数約52万3,000人、売上げが約9億円にまで増加をしております。平成17年度には寒川町でわいわい市というのがオープンをいたしました。平成18年度の利用者数が27万5,000人、売上げが約7億1,000万、平成19年度には利用者数が54万7,000人、売上げが8億6,000万というふうに増加をしているということでございます。

## 佐々木委員

非常に成果も出ているということで、喜ばしいことだと思いますし、農家の皆さんにしても非常に有り難い支援だということに思うんですね。

その一方で、そういう直販所でいろんな野菜、新しい今まで食べたことのない野菜に触れ、野菜を多く食べていくということも、食生活の面でも、健康の面でも良いということには思うんですね。そういう意味で、私は野菜の消費量を上げていくということも、長期的には視野に入れてやっていけばいいと思う。

前にお聞きしたら、かなり広範囲から、例えば秦野じばさんずに、横浜から買いに来るお客さんもいるというようなことからすると、いろんなところで自分がもともとスーパーだとか、自分の地元の八百屋さんで買っていたところが、秦野とか、そういう小田原とか川崎とか、そういうところで買うということで、一方ですごく消費も上がって、秦野なんかの先ほどの生産量も売上げも上がったと良いことなんですが、例えば違う地域の八百屋さん、商店街の八百さんだとかスーパーだとか、そういうところの売上げが将来落ちる可能性もあるのではないかとというふうには思うんですね。

ですから、そういうことも考えると、私はそこ自体に文句を言っているわけじゃないんですが、全体の野菜の消費量を上げていかなければいけないのではないかとというふうに思うんですね。そういうことが平等に県内のそういう八百さんだったり、そういうところにも悪い影響を与えないようにしなければならない、そういうふうに思うんです。その辺の御見解はどうでしょう。

## 農業振興課長

まず一つ目は、立地の問題でございます。

大型直売センターにつきましては、多くの農家の方が参加いただく施設でありまして、農家が朝収穫した鮮度の高い農産物を直接持ち込むことから、農地からの距離、運搬しやすさなどを考慮した場所に設置をしております。また、地域農業の紹介、PRの場としての機能も併せ持っておりますので、街中よりも生産現場に近い場所に設置されることが望ましいというふうに考えております。こうしたことから、来店される方の多くは車でこられていまして、徒歩で利用できるような身近な八百屋さんなどの商店に対しては、直接的な影響は少ないのではないかとというふうに考えています。秦野市ですとか、寒川町に照会をいたしておりますが、八百屋さんからの特段の苦情はないというようなことでございます。

ただ、こういった直売センターを設置するときに、農業などについて知っていただくというの、これは目的の一つに掲げております。そういった意味で、野菜の食べ方ですとか、効能などを売場に掲示をしたり、あるいはレシピのコーナーを設置しております。そして、新しい品種ができますと、そういったものにつきましては、販売促進のリーフレットですとかシールなどを作成しまして、直売センターでの店頭での利用をしていただいているということでございます。こうした取組を、大型直売センターを基点として、野菜

等についてよく知っていただく、県内産野菜のおいしさを知っていただくということを、我々は進めていきたいというふうに考えています。

それから、全体的な取組といたしまして、かながわブランドPRコーナーを設置したり、食と農の集い等でPRをするなどにより、県内産のものを広くPRをして、消費拡大に努めているところでございます。

#### 佐々木委員

取組はすばらしいというように思っておりますが、県内全体を考えますと、環境農政部としてはすばらしい事業で、私は大成功だと思うんですが、商工労働関係から考えると、そういう懸念もなきにしもあらずですから、まだ四つぐらいですから、これからあと六つ造るわけですね。だから、そういうところも含めて、そういうところにもどういう配慮、直接的な配慮ということではなくて、やっぱり野菜の消費量を上げていくような努力を、更にしていただきたいと思いますし、また逆に言えば、先ほど報告がありましたように、農業用施設見学ですとか、田んぼの生き物調査ですとか、そういうものも土日に出る、農業振興課の方がやっていらっしゃる苦勞も聞いておりますし、すばらしいと思うんですが、やっぱり全体の野菜の消費量を上げていく努力も、更にしていただきたいと思います。

そういう意味で、子供のころからそういう野菜を食べていく習慣を付けるということも必要だと思うので、保健体育課なんかで、例えばそういう食生活について、そういう野菜の消費を上げていくというような健康面でのそういう取組をしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

#### 保健体育課長

学校給食に関しましては、先ほどから環境農政部などのヘルプデスク等のお話も出ていますけれども、環境農政部と連携しながら、学校給食を活用した地産地消推進事業ということで、一緒に市町村に、学校給食には地場産の消費を推進していただくということで働き掛けをさせていただいております。

小学校の給食につきましては、やはり市町村が主体となっておりますので、県としましては、市町村に働き掛けるというところが一番なんですけれども、市町によりましては直接地元の生産者さんと教育委員会が連携しながら、地場のものを直接買って給食に取り入れたりというところがあると思います。

ただ、お米は、野菜に入るかどうか分からないんですけれども、神奈川県、米飯給食はまだ低い方でございますので、そういうことに関しましても、まだ課題があると感じておりますので、この夏から秋にかけて、各市町村を回ってお米の消費を増やす、米飯給食の回数を増やす、そういう辺りを調査しながら進めてまいりました。これからも目標値がございますので、地場産のものを推進するよう環境農政部と一緒に連携しながら進めていきたいと思っております。

#### 佐々木委員

環境農政部の取組と教育委員会関係ともよく連携をとって、間接的かもしれませんが、その市町村の食育についても今後推進していただきたいと思いますというふうに思います。

いずれにしても、中小の商店街なんかのことも視野に入れていただきながら、今後推進していただきたいと思いますし、最後に、この大型直売センターがこれだけ成功していくと、ほかの地域でも設置してほしいという要望があると思いますし、いろいろ地元の方々なんかともいろいろ交渉したりとか、いろんな了解を得ながらやらなければならない苦勞もあると思うんですが、今後、設置場所についてどのように取り組んでいくのか、お聞き

したいと思います。

#### 農業振興課長

大型直売センター設置につきましては、平成19年度から平成22年度までの間に10箇所の整備を農協と連携しながら整備支援をしていくことにしております。平成19年度には、先ほど申し上げました川崎市と小田原市で設置をされたところでございます。

今後の整備支援につきましては、県内の配置のバランスですとか、中小規模農家の生産意欲の拡大、地域農業の振興に対する効果、消費者の来店の利便性などを踏まえて検討してまいりますので、県といたしましても、今後大型直売センターの整備効果をPRして、計画的に配置がされるように、農協や市町村に働き掛けてまいりたいと思います。

#### 佐々木委員

生産者が自ら価格を決められたりとか、消費者が今まで食べていない野菜を食べる、消費も上がるとか、非常にメリットがある事業だというふうに思っていますので、さらに県も協力して、県民の健康のためにも、地産地消の推進のためにも努力していただきたいとお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。